

## 2 「国民の森林」としての管理経営

国有林野では、国土の保全、水源の涵養、生物多様性の保全、木材の安定供給等、国民の多様な要請に応えるため、「国民の森林」としての管理経営を行っている。以下では、国有林野の「国民の森林」としての取組について記述する。

### (1) 管理経営に関する基本計画

国有林野では、管理経営の基本的な方針を明らかにするため、5年ごとに10年を計画期間とする「国有林野の管理経営に関する基本計画」を策定している。

現行の計画は平成21(2009)年4月から平成31(2019)年3月までの10年間を計画期間として、①公益的機能の維持増進を旨とした管理経営の推進、②森林の流域管理システムの下での管理経営、③国民の森林としての管理経営、④地球温暖化防止対策の推進、⑤生物多様性の保全の5項目を基本方針としている。

国有林野の管理経営に当たっては、これらの方針の下で、国民の多様な要請に対応するため、国有林野を重点的に発揮させるべき機能によって「水土保持林」、「森林と人との共生林」、「資源の循環利用林」の3つの類型に区分している(表VI-1)。

このうち、国土の保全や水源の涵養を通じて安全で快適な国民生活を確保することを重視した「水土保持林」と、貴重な自然環境の保全や国民と森林とのふれあいの場を提供することを重視した「森林と人との共生林」の割合は、併せて9割以上となっている。また、「資源の循環利用林」では、公益的機能の発揮に配慮しつつ、効率的に木材等の林産物の生産を行うこととしている。

国有林野では、これらの類型ごとの目指すべき森林の姿に応じて、地域における自然特性等を考慮しつつ、長伐期化や複層林化、広葉樹林化等、公益的機能を発揮させるための施業を実施している。



嶺北森林管理署管内において水源林での育成複層林施業を実施(高知県いの町)



南信森林管理署管内において低コスト・高効率作業システムによる列状間伐を実施(長野県伊那市)

表VI-1 国有林野の機能類型区分ごとの目指すべき森林の姿

機能類型区分 (国有林野面積計 758万ha)		目指すべき森林の姿
水土保持林 519万ha(68%)	国土保全タイプ 151万ha(20%)	土砂流出・崩壊の防備、水源涵養等安全で快適な国民生活を確保することを重視した森林
	水源涵養タイプ 368万ha(49%)	※土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林や水源涵養保安林が含まれる。
森林と人との共生林 212万ha(28%)	自然維持タイプ 155万ha(20%)	原生的な森林生態系等貴重な自然環境の保全、国民と自然とのふれあいの場としての利用を重視した森林
	森林空間利用タイプ 57万ha(7%)	※森林生態系保護地域や森林生物遺伝資源保存林等の保護林や、世界遺産である白神山地、屋久島が含まれており、また、自然休養林、風致探勝林等のレクリエーションの森も含まれる。
資源の循環利用林 28万ha(4%)		国民生活に必要であり、環境に対する負荷の少ない素材である木材等林産物の計画的・安定的な生産を重視した森林

資料：林野庁業務資料

注1：面積は、平成22(2010)年4月1日現在の数値。

2：機能類型区分外(約9千ha)は、資源の循環利用林に含む。

3：計の不一致は四捨五入による。

## (2) 国民の生活を守る森林づくり

国有林野には、国土保全や水源涵養の上で重要な森林が多く所在しており、その多くは保安林に指定されている。保安林に指定された国有林野は、平成21(2009)年度末現在で全体の90%に当たる680万haとなっている。

また、国有林野では、国民の安全・安心を確保することを目的に、治山事業により、自然環境保全への配慮やコスト縮減を図りながら、荒廃山地の復旧整備や保安林の整備を計画的に進めている(事例Ⅵ-1)。

平成22(2010)年度には、平成20(2008)年度の岩手・宮城内陸地震等により被災した箇所を復旧を進めるとともに、国有林における荒廃山地の復旧整備や機能の低下した森林の整備等を推進する「国有林直轄治山事業」を行った。また、民有林内で発生した大規模な山地崩壊や地すべりの復旧に高度な技術が必要となる箇所等では、地方自治体からの要請を受けて、「民有林直轄治山事業」と「直轄地すべり防止事業」を行った。

民有林と国有林の治山事業実施箇所が近接している地域では、民有林と国有林の復旧を一体的に行う「特定流域総合治山事業」を進め、事業効果の早期発

現と効率的な事業実施を図った。さらに、山地災害の発生した地方自治体からの要請を踏まえ、治山技術を有する職員等を現地に派遣して、被災状況の把握や復旧対策等の助言を行った(事例Ⅵ-2)。

## (3) 流域管理システムの下での管理経営

国有林野では、流域を基本単位として民有林・国有林を通じ川上から川下までの一体的な連携を図る「流域管理システム」の下で、民有林関係者と連携した森林整備・路網整備やNPO・ボランティア団体等と連携した森林づくり活動等を推進している。また、流域管理システムの推進を図るため、流域ごとに「国有林野事業流域管理推進アクションプログラム」を策定しており、平成21(2009)年度には、全国で670課題に取り組んだ(表Ⅵ-2、事例Ⅵ-3)。

近年では、路網整備と高性能林業機械を組み合わせた作業システムを民有林関係者に普及する取組や、民有林と国有林が混在している地域や路網整備が遅れている地域において、民有林と国有林が連携した「森林共同施業団地」を設定して、一体的な路網や森林の整備を推進する取組を特に強化している。森林共同施業団地の設定箇所は、平成23(2011)年3月現在、全国で75か所に広がっている(事例Ⅵ-4)。

### 事例Ⅵ-1 自然環境や景観に配慮した治山事業の実行(兵庫県たつの市)

兵庫森林管理署の鶏籠山<sup>けいろうざん</sup>国有林の住宅地に隣接する山腹斜面で表土の移動が著しく、土砂の流出を防ぐ必要があったことから、平成22(2010)年度に治山事業を実施した。工事の実施に当たっては、樹木の伐採をほとんど行わずに施工できるロープネット固定工等、自然環境や景観に配慮した工法を採用した。

自然環境に配慮し樹木を残して施工した様子



### 事例Ⅵ-2 梅雨期の大雨被災地への職員の派遣(広島県庄原市<sup>しょうばらし</sup>)

平成22(2010)年7月の梅雨期の大雨により、広島県内では、民有林を中心に甚大な山地災害が発生した。近畿中国森林管理局では、広島県からの支援要請を受けて、治山技術を有する職員を現地派遣し、ヘリコプターによる被災状況の調査等を協力して行った。



梅雨期の大雨による被災状況



国有林職員等による被災状況の調査

**表VI-2 流域管理推進アクションプログラムの事例(平成21(2009)年度)**

流域名	取組の概要
宗谷流域 (北海道森林管理局)	森林施業に対する民有林・国有林相互の理解を深めるため、国有林の現場を活用して、低コスト路網、列状間伐等について意見交換を実施。
三八・上北流域 (東北森林管理局)	林業事業者の育成への協力として、緑の雇用担い手育成対策に研修フィールドを提供。
磐城流域 (関東森林管理局)	県、市、森林組合、素材生産業者、チップ業者を集め、専用コンテナによる林地残材回収システムの見学会を開催。
東三河流域 (中部森林管理局)	県、市、NPO等5団体と連携して、水産高校を含む漁業関係者を集め、上流域の除伐作業体験を実施。
揖保川流域 (近畿中国森林管理局)	高性能林業機械と高密度路網を組み合わせた低コストモデル林における低コスト搬出システムを京都大学と連携して分析するとともに、普及用の資料等を作成して、流域林業活性化協議会の研修等に活用。
四万十流域 (四国森林管理局)	民有林・国有林関係者双方の研修の場として、国有林内に、低コスト作業路に関する研修フィールドを設定。
五ヶ瀬川流域 (九州森林管理局)	針広混交林への誘導に関する技術の向上のため、地域の林業関係者等と、広葉樹の植込みや人工林内への広葉樹の進入状況等についての意見交換を実施。

資料：林野庁業務資料

**事例VI-3 高等専門学校生を対象とした研修会の開催(福島県白河市)**

福島森林管理署及び同署白河支署では、阿武隈川流域林業活性化センターとともに地域材の需要拡大に取り組んでいる。同署等では、平成21(2009)年12月に、建築技術者を目指す高等専門学校建築デザイン学科の学生を対象に、木材の良さや地域材利用の意義について理解を深めることを目的として、木材の生産・搬出、製材・プレカット工場、木造住宅建設の各現場を見学する研修会を開催した。

木材生産現場の見学

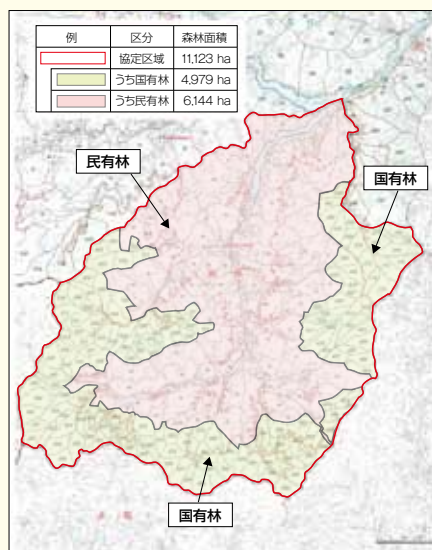


**事例VI-4 森林共同施業団地の設定(長野県松本市)**

中信森林管理署では、平成22(2010)年3月に、長野県松本地方事務所、松本市、松本広域森林組合、松本市奈川地区町会連合会との間で、民有林と国有林が一体となって森林整備を推進することを目的とした「松本市奈川地区森林整備推進協定」を締結した。協定の締結に当たっては、説明会やモデル林における現地検討会等を開催して、施業集約についての広告・宣伝を行った。その結果、多くの地元関係者の協力を得、協定区域は奈川地区全域に当たる11,123haとなった。

同年10月に、この協定に基づき、具体的な施業集約の合意が進み、「寄合渡団地」が設定されたのを始め、協定区域内の共同施業団地設定の検討が進んでいる。

また、団地の設定のほか、関係5者による協定の締結を記念した育樹祭に、地元の小中学校の生徒や林業関係者が参加するなど、森林整備を通じた地域の交流が進んでいる。



松本市奈川地区森林整備推進協定対象区域図



モデル林での現地検討会



森林整備推進協定調印式



育樹祭での森林整備

## (4) 国民に開かれた国有林野

### (国民の声を活かす取組)

国有林野では、国民の声を管理経営に活かすため、平成16(2004)年度から「国有林モニター」を広く国民から募集しており、平成22(2010)年4月現在、全国で376人が登録している。国有林モニターからは、「国有林モニター会議」や現地見学会、アンケート調査等により、幅広く意見聴取を行い、モニターからいただいた意見は管理経営に反映している。

また、国有林野の管理経営の指針や主要事業量を定めた「地域管理経営計画」など各種森林計画の策定・変更に当たっては、計画案を公表して幅広い国民の意見を聴く取組や、計画案を作成する前段階に地域住民との懇談会を開催する対話型の取組を進めている。また、ホームページや広報誌による情報発信を通じて、事業の透明性の確保を図っている(事例Ⅵ-5、6)。

### (国民参加の森林づくり)

国有林野では、「国民の森林<sup>もり</sup>」としての管理経営を一層進めるため、教育関係者やNPO等へ活動フィールドの提供等を行う「国民参加の森林づくり<sup>もり</sup>」に取り組んでいる。

各森林管理局や森林管理署等では、森林環境教育や森林づくりに取り組む多様な主体に対してフィールドを提供する「遊々の森<sup>ゆうゆう</sup>」、「ふれあいの森」、「法人の森林<sup>もり</sup>」を設定するとともに(表Ⅵ-3)、優れた自然景観を有し、森林浴や自然観察、野外スポーツ等に適した森林を「レクリエーションの森」に設定して(表Ⅵ-4)、国民の保健・文化・教育の場としての利用を推進している。

「遊々の森<sup>ゆうゆう</sup>」は、子どもたちが植樹・下刈等の体験活動や野生動植物の観察等の学習活動を行う場であり、森林の利用を通じた子どもたちの人格形成や幅広い知識の習得の場として利用されている。平成21(2009)年度には新たに11か所で設定され、全国で162か所となった(事例Ⅵ-7)。

#### 事例Ⅵ-5 森林計画案を作成する前段階での住民懇談会の開催(山形県小国町<sup>おぐにまち</sup>)

置賜森林管理署<sup>おきたま</sup>では、平成24年度に樹立予定の森林計画に関して、「置賜流域国有林の森林計画に関する住民懇談会」を開催し、一般参加者、学識経験者、国有林モニター、林務行政担当者等、関係者との意見交換を行った。懇談会では、ナラ枯れ被害対策や森林共同施業団地の設定、森林整備のための路網整備等に対する貴重な意見が出された。今後、同署では、これらの意見を森林計画に反映させることとしている。



意見交換会の模様

#### 事例Ⅵ-6 嵐山の景観を守るための取組(京都府京都市<sup>きょうとし</sup>)

京都市の嵐山国有林では、松くい虫被害の拡大によるアカマツの減少、常緑広葉樹への植生の遷移によるヤマザクラの衰退等により、嵐山の風光明媚な景観が大きく変化しつつある。このため、京都大阪森林管理事務所では、平成21(2009)年度に地元関係者や有識者の参画による「嵐山国有林の取扱に関する意見交換会」を設置して、嵐山国有林の今後の取組方針についての検討を行った。同所では、今後も継続的に意見交換会を開催して、取組方針の実施状況を検討、報告することとしている。



意見交換会の模様

「ふれあいの森」は、NPO等が植樹・間伐等の森林づくり活動や自然観察会、森林教室等の森林とのふれあい活動を行う場であり、様々なアイデアを活かした自主的な活動を行う場として利用されている。平成21(2009)年度には、延べ1万2千人が森林づくり活動等に参加した(事例VI-8)。

「法人の森林」は、契約者が国とともに森林を造成・育成して伐採後の収益を一定の割合で分け合う「分収林制度」を利用して、企業等が森林づくりを行う場であり、企業等の社会貢献や社員教育、顧客とのふれあいの場として利用されている(事例VI-9)。

「レクリエーションの森」では、国民が快適に利用できるよう、利用者の自主的な協力による「森林環境整備推進協力金」や森林整備に関心の高い企業等との支援協定による「サポーター制度」を活用しつつ、地元関係者と連携しながら、環境美化活動や森林づくり活動、自然解説板等の整備や管理を行っている。サポーター制度は、企業等がCSR(企業の社会的責任)活動の一環としてレクリエーションの森の整備に資金や労力で提供する制度であり、工石山自然休養林(高知県)など全国9か所(平成23(2011)年3月末現在)で企業等との協定が締結されている(事例VI-10)。

**表VI-3** 遊々の森、ふれあいの森、法人の森林の設定状況

	設定箇所数	面積
遊々の森	162 箇所	7,277 ha
ふれあいの森	132 箇所	3,544 ha
法人の森林	486 箇所	2,280 ha

資料：林野庁業務資料

注：箇所数・面積は、平成22(2010)年3月31日現在の数値。

**表VI-4** レクリエーションの森の設定状況

種類	箇所数 (面積)	代表地(所在地)
自然休養林	89 (104千ha)	高尾山(東京都)、赤沢(長野県)、屋久島(鹿児島県)
自然観察教育林	163 (31千ha)	箱根(神奈川県)、軽井沢(長野県)、上高地(長野県)
風景林	481 (179千ha)	摩周(北海道)、嵐山(京都府)、宮島(広島県)
森林スポーツ林	56 (8千ha)	風の松原(秋田県)、扇の仙(兵庫県)、西之浦(熊本県)
野外スポーツ地域	196 (48千ha)	八幡平(岩手県)、玉原(群馬県)、苗場(新潟県)
風致探勝林	108 (20千ha)	層雲峡(北海道)、駒ヶ岳、穂高(長野県)
合計	1,093 (390千ha)	

資料：林野庁業務資料

注：箇所数・面積は、平成22(2010)年4月1日現在の数値。

**事例Ⅵ-7** <sup>ゆうゆう</sup>「遊々の森」における保育園児を対象とした森林環境教育の取組（山形県酒田市<sup>さかたし</sup>）

<sup>しょうない</sup>庄内森林管理署では、平成22（2010）年2月に酒田市の西荒瀬保育園と「遊々の森」協定を締結した。西荒瀬保育園では、隣接する国有林で、森林の中での遊びや自然とのふれあいを通じた「森林環境教育」を行っている。平成22（2010）年度には、クロマツ林の下草刈り（「ハサミで刈り取るチョッキン草刈り隊」）のほか、探検や「森で歌おう会」等の様々なイベントが開催された。



森林の中で遊ぶ子どもたち

**事例Ⅵ-8** 「ふれあいの森」における森林づくり活動（愛知県設楽町<sup>したらちょう</sup>）

愛知森林管理事務所では、地元のボランティア団体である中日森友隊と「ふれあいの森」の協定を締結し、「中日森友隊の森」を設定した。中日森友隊は、「中日森友隊の森」において森林整備や歩道整備に取り組んでおり、平成22（2010）年12月には、愛知森林管理事務所の指導の下で、<sup>えだばらい</sup>枝払や除伐の森林整備、林内の歩道修理を行った。



隊員による歩道修理

**事例Ⅵ-9** 「法人の森林」を活用した企業による森林づくり（三重県いなべ市<sup>いなべ</sup>）

株式会社Hでは、社会貢献活動の一環として、三重森林管理署と「法人の森林」契約を締結して、<sup>ごにゅうだに</sup>悟入谷国有林において、森林づくり活動に取り組んでいる。平成15（2003）年度に社員とその家族等で植樹を行って以降、毎年、社員の有志が下刈作業等を行っている。



社員による下刈作業

**事例Ⅵ-10** サポーター制度による「レクリエーションの森」の整備（高知県高知市、土佐町<sup>こうちし とさちょう</sup>）

<sup>れいほく</sup>嶺北森林管理署管内の<sup>くいしやま</sup>工石山自然休養林では、平成22（2010）年6月に、工石山レクリエーションの森管理運営協議会とA株式会社高知支社が、「工石山自然休養林の整備を行うサポーター協定」を締結した。A株式会社高知支社では、同協議会が行う工石山自然休養林の環境整備や保全活動に資金や労力の協力を行っている。



サポーター協定締結式

## (木の文化を支える森づくり)

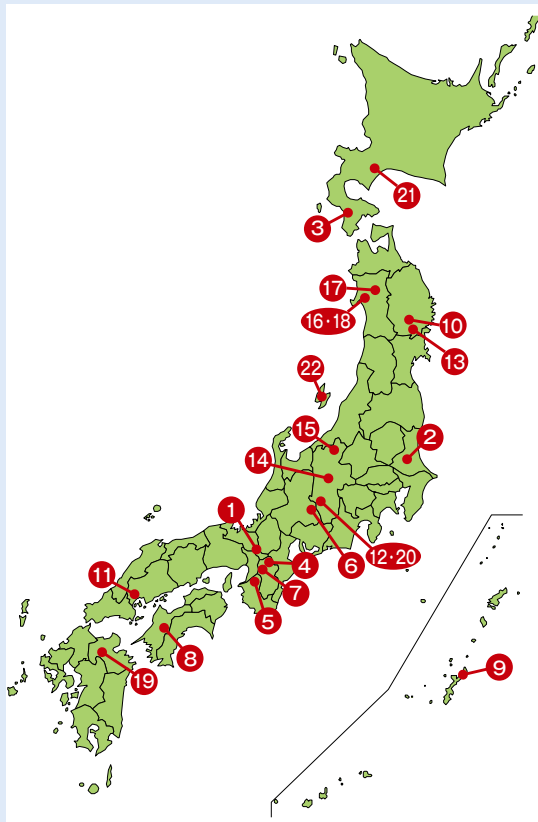
国有林野では、歴史的に重要な木造建造物や伝統工芸、各地の祭礼行事等、次代に引き継ぐべき「木の文化」を守るため、国民参加による「木の文化を支える森」の設定を進めている。

世界文化遺産や重要文化財に指定されている神社仏閣周辺では、木造建築物の修復等に必要なスギ・ヒノキ等を育てる「古事の森」等を設定して、

木の文化を支える資源や郷土樹種の長期的な育成等を進めている。「木の文化を支える森」は、平成22(2010)年3月末現在、全国22か所に設定されている(図VI-2)。

「木の文化を支える森」に設定された箇所では、地元自治体等からなる協議会の主催により、植樹祭や下刈作業等の活動が継続的に行われている(事例VI-11)。

図VI-2 「木の文化を支える森」の設定状況



名称	対象とする木の文化	樹種
① 京都古事の森 (京都府京都市)	歴史的木造建築物	ヒノキ
② 筑波山古事の森 (茨城県石岡市)		ヒノキ
③ 檜山古事の森 (北海道江差町)		ヒバ
④ 春日奥山古事の森 (奈良県奈良市)		ヒノキ等
⑤ 高野山古事の森 (和歌山県高野町)		ヒノキ等
⑥ 裏木曾古事の森 (岐阜県中津川市)		ヒノキ
⑦ 斑鳩の里法隆寺古事の森 (奈良県斑鳩町)		ヒノキ
⑧ 伊予之二名島古事の森 (愛媛県久万高原町)		ヒノキ等
⑨ 首里城古事の森 (沖縄県国頭村)		イヌマキ
⑩ 平泉古事の森 (岩手県奥州市)		ヒバ等
⑪ 悠久の森 (広島県廿日市市)	厳島神社大鳥居	クスノキ
⑫ 檜皮の森 (長野県南木曾町)	檜皮	ヒノキ
⑬ 歴史の森 (岩手県一関市)	歴史的建造物	ケヤキ
⑭ 御柱の森 (長野県下諏訪町)	御柱祭	モミ
⑮ 道祖神祭りの森 (長野県野沢温泉村)	道祖神祭り	ブナ
⑯ 秋田杉・桶樽の森 (秋田県能代市)	秋田杉桶樽	スギ
⑰ 曲げわっぱの森 (秋田県大館市)	大館曲げわっぱ	スギ
⑱ ポスト天杉の森 (秋田県能代市)	秋田杉製材品	スギ
⑲ 木うその森 (大分県九重町)	木うそ	コシアブラ
⑳ 南木曾伝統工芸の森 (長野県南木曾町)	南木曾ろくろ細工等	トチノキ等
㉑ イウォンネシリ (北海道白老町)	地域伝統産業	オヒョウニレ等
㉒ 鬼太鼓の森 (新潟県佐渡市)	郷土伝統芸能	ケヤキ等

資料：林野庁業務資料

注：平成22(2010)年3月31日現在

### 事例VI-11 諏訪大社「御柱祭」への木材供給(長野県下諏訪町)

諏訪大社では、7年に1度にあたる干支の「寅」・「申」の年に、社殿の四隅で「御柱」と呼ばれるモミの巨木の曳き建てを行う「式年造営御柱大祭(御柱祭)」が行われる。南信森林管理署では、平成21(2009)年5月に、地域の協議会と「木の文化を支える森協定」を締結している東俣国有林の「御柱の森」から、「御柱」に使用されるモミ(66m<sup>3</sup>)を供給した。「御柱の森」では、将来にわたって、「御柱」となるモミを供給できるよう、地域の協議会等と連携して、モミの植樹やシカ食害防止ネットの設置等を行っている。



御柱祭

### (5) 地球温暖化対策の推進

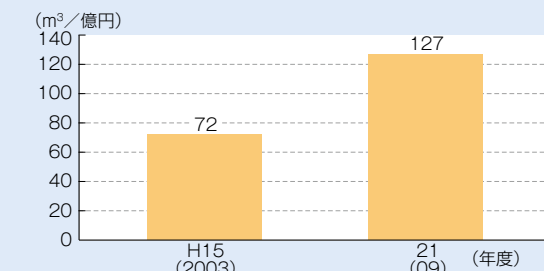
国有林野では、京都議定書の目標達成に向けて森林吸収源対策を着実に推進するため、間伐等を計画的に実施している。平成21(2009)年度には、全国で約14万haの間伐を実施した(図Ⅵ-3、事例Ⅵ-12)。

また、森林管理署等の庁舎建て替えや治山事業・林道事業による森林土木工事の際には、地球温暖化対策に貢献するため、木材の利用を積極的に推進している。平成21(2009)年度には、森林土木工事において、間伐材など木材・木製品を工事費1億円当たり127m<sup>3</sup>使用しており、これは6年前の平成15(2003)年に比べ約1.8倍の水準となっている(図

Ⅵ-4、事例Ⅵ-13)。

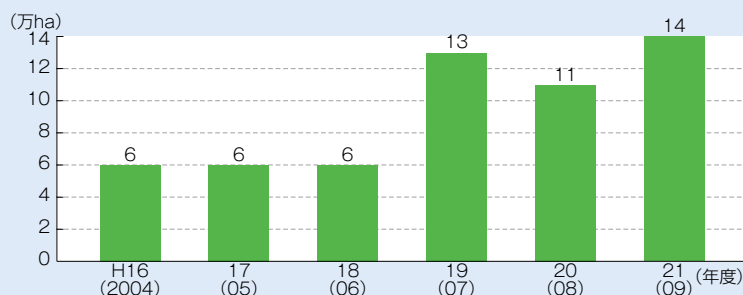
さらに、森林環境教育等の場において、森林整備や木材利用が地球温暖化防止に果たす役割の説明を行うことにより、森林吸収源対策等に対する国民の理解の醸成を図っている。

図Ⅵ-4 国有林野の森林土木工事における工事費1億円当たり木材利用量の推移



資料：林野庁業務資料

図Ⅵ-3 国有林野における間伐面積の推移



資料：林野庁業務資料

注：平成19(2007)年度より森林吸収源対策を実施。

#### 事例Ⅵ-12 民有林と連携した間伐材の共同出荷(長崎県対馬市)

対馬には約4千haの国有林が所在するが、離島であることから、島内における木材の消費量は少ない。このため、長崎森林管理署では、対馬流域森林・林業活性化センターと連携して、民有林との木材供給計画の共有化と間伐材の島外への共同出荷に取り組んでいる。平成21(2009)年度には、両者の共同により、佐賀県の原木市場に民有林材(930m<sup>3</sup>)と国有林材(630m<sup>3</sup>)を出荷した。



港での間伐材の積み込み作業

#### 事例Ⅵ-13 治山事業における木材の積極的な利用(宮崎県木城町)

西都児湯森林管理署では、治山事業の実施に当たって、間伐材を積極的に活用することにより、間伐の促進に貢献している。平成21(2009)年度には、保安林内で発生した台風被害による崩壊地の復旧工事に当たり、山腹工の資材として間伐材(190m<sup>3</sup>)を利用した。



間伐材を利用した丸太積土留工



## (6) 生物多様性の保全

### (国有林野における生物多様性)

国有林野は、原始的な天然林から人工林、湿原等多種多様な植生を有するとともに、希少種を含む様々な生物が生息・生育する「種や遺伝子の保管庫」となっている。また、国有林野は、農地、河川、海といった森林以外の生態系とも結び付いており、我が国全体の生態系ネットワークの根幹として、生物多様性の保全を図る上で重要な位置を占めている。

このため、国有林野では、間伐の積極的な実施、伐期の長期化、多様な林分のモザイク的な配置等による多様で健全な森林の整備・保全や、関係者との協働・連携による森林生態系の保全等の取組を推進している(事例Ⅵ-14)。

### (「保護林」の設定)

国有林野には、世界自然遺産に登録された屋久島、

白神山地、知床や推薦された小笠原諸島を始め、原始的な森林生態系や貴重な動植物が生息・生育する森林が多く所在している。

国有林野では、このような生物多様性の核となる貴重な森林生態系を厳正に保全・管理するため、「森林生態系保護地域」や「森林生物遺伝資源保存林」等7種類の「保護林」を設定している。

平成21(2009)年度には、長崎県対馬市のチョウセンヤマツツジ、イヌシデ、アカガシの群落等を保護する「対馬白嶽植物群落保護林」を始め、7か所の「保護林」の指定及び拡張を行った。この結果、平成22(2010)年4月現在、「保護林」の面積は78万2千haとなり、国有林野全体の1割を占めている(表Ⅵ-5)。

これらの「保護林」では、植生の回復やシカ等による食害防止のための保護柵の設置等により、貴重な自然環境を適切に保全・管理する取組を進めている。

表Ⅵ-5 保護林の設定状況

(単位:箇所、千ha)

名称	目的	箇所数	面積
森林生態系保護地域	森林生態系の保存、野生動植物の保護、生物遺伝資源の保存	29	495
森林生物遺伝資源保存林	森林生態系を構成する生物全般の遺伝資源の保存	12	35
林木遺伝資源保存林	林業樹種と希少樹種の遺伝資源の保存	325	9
植物群落保護林	希少な高山植物、学術上価値の高い樹木群等の保存	370	182
特定動物生息地保護林	希少化している野生動物とその生息地・繁殖地の保護	38	22
特定地理等保護林	岩石の浸食や節理、温泉噴出物、氷河跡地の特殊な地形・地質の保護	34	35
郷土の森	地域の自然・文化のシンボルとしての森林の保存	35	4
合計		843	782

資料: 林野庁業務資料

注: 箇所数・面積は、平成22(2010)年4月1日現在。計の不一致は四捨五入による。

### 事例Ⅵ-14 小笠原諸島固有の森林生態系の保全(東京都小笠原村)

小笠原諸島は、過去に一度も大陸と陸続きになったことがない海洋島であることから、独自の進化を遂げた貴重な動植物が数多く生息・生育し、特異な森林生態系を有している。

関東森林管理局では、小笠原諸島の国有林に「小笠原諸島森林生態系保護地域」を設定して、アカギ・モクマオウ等の外来植物の駆除やモニタリング調査を実施するなど、適切な保全・管理を行っている。また、駆除活動には、島内外のボランティアも参加しており、小笠原の貴重な森林生態系の保全に対する意識の向上にも貢献している。



モクマオウの駆除



ボランティア参加によるアカギの駆除

（「緑の回廊」の設定）

国有林野では、野生動植物の生息・生育地を結ぶ移動経路を確保することにより、個体群の交流を促進して、種や遺伝的な多様性を保全することを目的として、「保護林」相互を連結する「緑の回廊」を設定している（図Ⅵ-5）。国有林だけでは十分な幅が確保できない場合や飛び地により連続して設定できない場合等には、隣接する民有林の協力を得て、十分な広がり確保しながら設定を進めている。平成22（2010）年4月現在の「緑の回廊」の設定状況は、全国で24か所、58万8千haとなっている（図Ⅵ-6）。

これら「緑の回廊」では、スギ・ヒノキ林等の人工林の中に生育した広葉樹を積極的に育成するなど、野生動植物の生息・生育環境に配慮した施業を行っている。

「保護林」や「緑の回廊」では、設定後の状況変化を客観的に把握するため、定期的に森林の状態や野生

動植物の生息・生育実態等の調査を行い、調査の結果を植生の保全・管理や設定区域の見直し等に役立てている（事例Ⅵ-15）。

（野生動植物の保護管理）

国有林野では、国有林野内に生息・生育する貴重な野生動植物の保護を図るため、野生動植物の生息・生育状況の把握や生息・生育環境の維持・整備を実

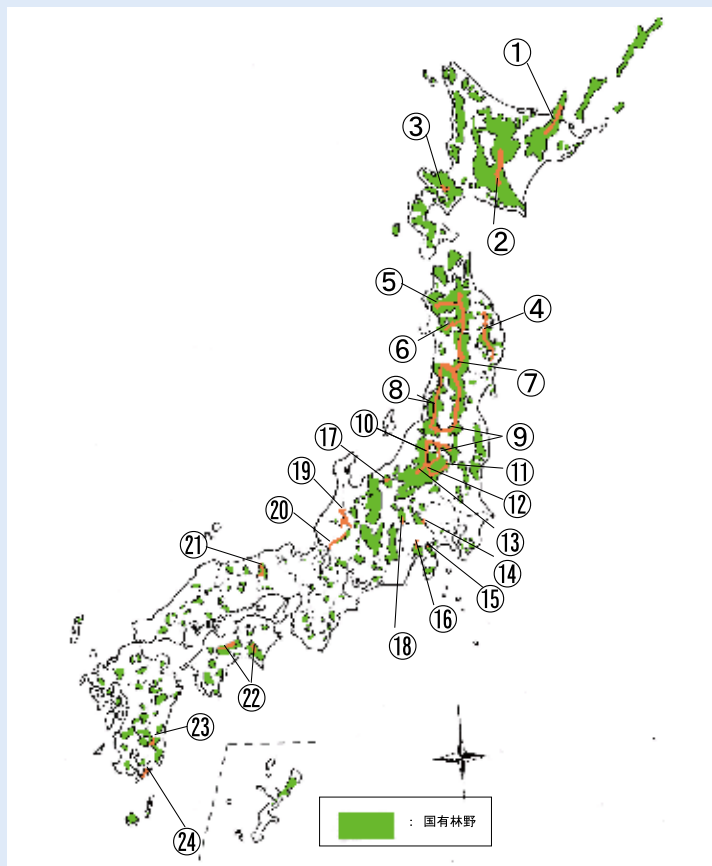
図Ⅵ-5 緑の回廊のイメージ



資料：林野庁業務資料

図Ⅵ-6 緑の回廊の位置

（単位：千ha、km）



資料：林野庁業務資料

注：平成22（2010）年4月1日現在。面積は国有林野のみを記載。計の不一致は四捨五入による。

名 称	面 積	延 長
① 知床半島	12	36
② 大雪・日高	19	83
③ 支笏・無意根	7	30
④ 北上高地	27	150
⑤ 白神八甲田	22	50
⑥ 八幡平太平洋山	11	60
⑦ 奥羽山脈	73	400
⑧ 鳥海朝日・飯豊吾妻	58	260
⑨ 会津山地	105	100
⑩ 越後線	16	70
⑪ 日光・吾妻山地	97	180
⑫ 日光線	11	38
⑬ 三国線	13	52
⑭ 秩父山地	6	44
⑮ 丹沢	4	43
⑯ 富士山	2	24
⑰ 雨飾・戸隠	4	17
⑱ 八ヶ岳	6	21
⑲ 白山山系	43	70
⑳ 越美山地	24	66
㉑ 東中国山地	6	42
㉒ 四国山地	18	128
㉓ 綾川山地	2	5
㉔ 大隅半島	1	22
合 計	588	

施している。

また、シカによる森林植生への食害や樹木剥皮等、野生鳥獣による林業被害や森林生態系への悪影響が深刻化していることから、被害箇所の回復措置や、防護柵の設置、職員によるくくりわなの設置等に取り組んでいる。

さらに、住民と鳥獣のすみ分け・共生を可能とする地域づくりに向けて、南アルプスや九州中央山地など全国各地で、野生鳥獣の生息環境整備や個体数管理等の総合的な対策を実施している（事例VI-16）。



南信森林管理署管内においてニホンジカ被害対策としてくくりわなを設置する職員(長野県豊丘村)

### 事例VI-15 「緑の回廊」におけるツキノワグマ等の生息実態調査の実施(高知県香美市)

四国森林管理局では、野生動植物の生息・生育地の拡大と相互交流を促すため、平成15(2003)年に「四国山地緑の回廊」を設定した。同緑の回廊内には、四国で絶滅のおそれがあるツキノワグマの生息が確認されていることから、ツキノワグマを含む野生動植物の生息・生育実態を把握するため、センサーカメラによる自動撮影や、ヘアートラップを活用した体毛の採集等によるモニタリング調査を行っている。

平成22(2010)年度には、調査地を設定した11プロット中、3プロットにおいてツキノワグマの生息が確認された。



モニタリング調査で撮影されたツキノワグマ(奥と手前に見える鉄線はヘアートラップ)

### 事例VI-16 深刻化するシカ被害対策への取組

九州森林管理局では、シカによる森林への過剰な圧力を大幅に軽減しなければ「林業の再生」と「生物多様性の保全」は不可能であるとの考えの下、従来からの対策である造林地や植生を保護する柵の設置等に加え、①シカの被害や生息情報等をもとに対応策を検討する調査・実証事業、②シカの効果的・効率的な捕獲技術の開発、③職員によるシカの捕獲等を柱として総合的なシカ対策の構築に向け取り組んでいる。

平成22(2010)年度には、シカの生息域拡大防止のための行動規制柵(宮崎市2.5km)の設置、「シカの好き嫌い植物図鑑」、「シカの捕獲(くくり罠)マニュアル」やシカが生物多様性等に与える影響等を学べる教材(「シカと森林のカード」)の作成、職員によるシカ1,000頭(目標)の捕獲等に取り組んでいる。



シカの食性の程度が理解できる「シカの好き嫌い植物図鑑」



シカの捕獲技術に関する局・署の職員等からなる検討会



「シカと森林のカード」を使っている小学校の先生

### 〔モデルプロジェクト〕の推進

地域の森林の特色を活かすことにより、効果的な森林管理が期待される地域において、森林管理局等が地方公共団体やNPO、自然保護団体等との協働・連携により森林の整備・保全活動を行う「モデルプロジェクト」を実施している。

関東森林管理局では、群馬県みなかみ町に広がる国有林野約1万haを対象に、同局、地域住民で組織する「赤谷プロジェクト地域協議会」及び「財団法人日本自然保護協会」の3つの中核団体が協働して「赤谷プロジェクト」を立ち上げ、生物多様性の保全と持続可能な地域社会づくりを目指した森林管理を実施している。また、九州森林管理局では、主に宮崎県綾町に広がる国有林野約9千haを核とした地域を対象に、同局、町、県、「財団法人日本自然保護協会」及び地元の複数のNPO等によって設立された「てるはの森の会」の5者が協定を締結し、照葉樹林の保護・復元を目指す「綾の照葉樹林プロジェクト」を実施している。

### (7) 木材の安定供給

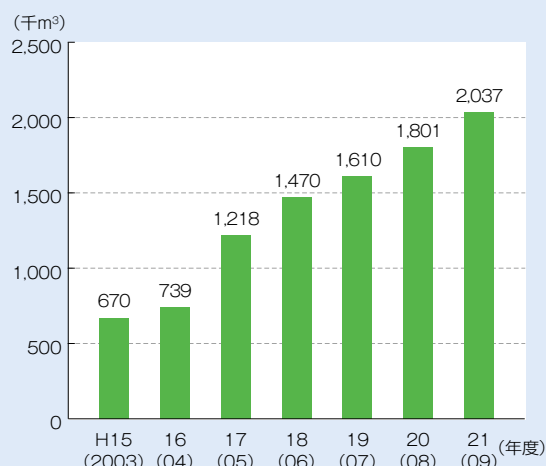
国有林野からの木材供給は、国産材供給量の約2割を占めており、国産材の安定供給を図る上で重要な役割を果たしている。特に、国有林材の安定供給力を活かして国産材の需要先の拡大に取り組むことは、地域全体の国産材需要を高める上で重要となっている。

国有林野では、森林吸収源対策として積極的に進めている間伐に伴い生産される間伐材等について、国産材需要拡大や加工・流通の合理化等に取り組む製材工場や合板工場等と協定を締結し、それに基づいて国有林材を安定的に供給する「システム販売」を進め、需要先の拡大を図っている。その結果、システム

販売による素材販売量は増加傾向で推移し、平成21(2009)年度には素材販売量全体の36%に当たる73万m<sup>3</sup>となっている(図Ⅵ-7、8、事例Ⅵ-17)。

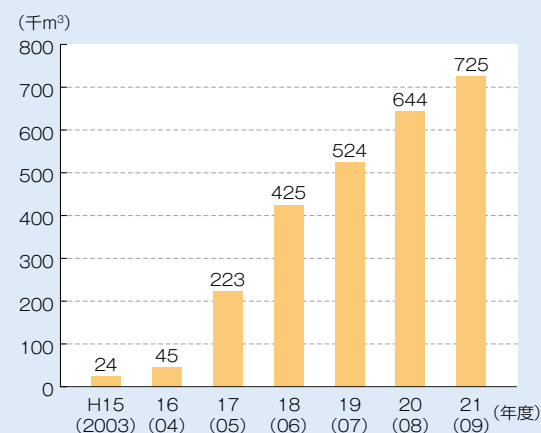
また、歴史的建造物の修復や伝統工芸等のための資材として、木曽ヒノキ・青森ヒバ等の銘木、大径材、長尺材のような民有林からの供給が少ない木材を計画的に供給している。

図Ⅵ-7 素材販売量の推移



資料：林野庁業務資料

図Ⅵ-8 安定供給システム販売による素材販売量の推移



資料：林野庁業務資料

#### 事例Ⅵ-17 「システム販売」による低質材の供給(福島県いわき市)

磐城森林管理署では、これまで林内に残されていた低質材を有効活用するため、専用コンテナによる効率的な回収に取り組んでいる。平成21(2009)年度には、低質材約8千m<sup>3</sup>をシステム販売によりチップ生産事業者へ供給した。販売された低質材は、木質チップに加工され、パーティクルボードやボイラー燃料に利用された。

専用コンテナへの積み込み

